

## II 各論

### 第1章 自然と都市機能の調和した暮らしやすい都市をめざして

#### 第1節 快適でゆとりある都市づくりの推進

##### 現状と課題

- 1 良好な市街地の創出を図り、快適でゆとりある都市づくりを推進していくことは、将来都市像「人と緑の新創造都市」の実現をめざすまちづくりの根幹となるものです。市では、基本構想や都市計画における都市づくりを明らかにした「都市計画マスタープラン」に基づき、計画的なまちづくりに取り組んでいます。
- 2 市の行政区域7,334haのうち、森林や丘陵地等の自然地在が7割を占め、台地部を中心に既存の集落や土地区画整理事業等により市街地を形成しており、市街化区域が15.7%（1,151.5ha）、市街化調整区域が84.3%（6,182.5ha）となっています。（平成24年12月19日現在）
- 3 震災や風水害に備えた防災まちづくりや圏央道の整備効果等を生かした産業機能・拠点機能の強化など、市域全域の課題を踏まえ、市街化区域及び市街化調整区域における適正な土地利用を誘導する必要があります。
- 4 計画的に市街化区域への編入を進めるとともに、土地区画整理事業や地区計画の導入など、地域住民の理解と協力の下での計画的な事業の推進が求められます。

##### 基本方針

自立性の高い都市づくりに向け、住機能、産業系機能、緑環境等が適正に配置された魅力的な新市街地の形成を図るとともに、緑豊かな環境の創出や地区にふさわしい土地利用を誘導するなど、快適でゆとりある都市づくりを進めます。

##### 基本的取組の内容

#### 1 計画的な土地利用の推進

- ① 都市計画マスタープランに基づく土地利用の推進  
防災、福祉、産業、環境のまちづくりと連携して、都市計画マスタープランに掲げるまちの将来像をめざした土地利用を推進します。
- ② 市街化区域及び市街化調整区域の適正な土地利用の推進  
都市計画マスタープランによる計画的な市街地形成の推進や自然環境等に優れた区域の開発の抑制を図るなど、市街化区域及び市街化調整区域の適正な土地利用を推進します。
- ③ 圏央道インターチェンジ周辺地区の土地利用転換の推進  
圏央道あきる野インターチェンジ及び日の出インターチェンジ周辺地区については、地域の特性に応じた適正な土地利用転換を推進します。

## 2 居住環境の整備

### ① 宅地開発事業等への指導

中高層建築物の建設、一定規模以上の開発行為等の宅地開発事業等に対しては、生活環境の向上や公共・公益施設等との調和を図るよう、必要な指導を実施します。

### ② 地区計画による修復型まちづくりの推進

地区計画による地区施設整備計画が定められている地区においては、道路、広場などの基盤を整備し、修復型まちづくりを進めます。

### ③ 市営住宅ストック総合活用計画の推進

市営住宅ストック総合活用計画（市営住宅長寿命化計画）に基づき、適切な維持管理などにより長寿命化を図るとともに、効率的かつ効果的な市営住宅ストックの活用を推進します。

## 3 市街地の整備

### ① 土地区画整理事業による新市街地の形成

武蔵引田駅周辺地区は、土地区画整理事業により産業系複合市街地の形成を図ります。

### ② 新市街地の形成

周辺市街地の状況等により、土地利用転換が望まれる地区は、新市街地の形成を図ります。

### ③ 地籍調査事業の推進

地籍の明確化と土地情報の整備・充実を図るため、地籍調査事業を推進します。

# 第1章 自然と都市機能の調和した暮らしやすい都市をめざして

## 第2節 緑豊かで良好な都市景観の形成

### 現状と課題

- 1 市の緑の総量は、約5,100ha（市域の約70%）に及んでおり、その大半が丘陵部や山地の森林、農地です。また、市街地の中にも貴重な緑が数多く残されています。
- 2 崖線部にある約65haの樹林（崖線緑地）は、非常に特色ある緑であり、貴重な存在です。また、公園等の施設においても、緑の確保の取組が進んでいます。
- 3 公園等は適正に管理するとともに、市民と協働のまちづくりの取組としてアダプト制度を開始するなど、市民等が自発的に取り組む緑化、美化、清掃等を支援しています。
- 4 計画的に緑地の適正な保全と緑化の推進を図る必要があります。

### 基本方針

市民に親しまれ、憩いの場である公園や都市緑地等の整備を進めるとともに、市民が快適な生活を送ることができる良好で自然と調和した市街地を形成するための景観づくりに取り組みます。

### 基本的取組の内容

#### 1 緑豊かな環境づくりへの総合的な取組

##### ① 緑確保の総合的な方針の策定

計画的に緑の保全と創出を図るため、生物多様性地域戦略を踏まえた緑地の配置など、緑確保の総合的な方針を策定します。

##### ② 魅力ある景観づくりの推進

豊かな自然環境、歴史、文化、市街地などの地域特性を生かした景観づくりを進めます。

##### ③ アダプト制度による市民参加の推進

道路、水路、公園等の公共施設において市民等が自発的に緑化、美化、清掃等の活動を行うことにより、環境美化に対する市民意識の高揚及び地域コミュニティの活性化を図るため、アダプト制度による市民参加を推進します。

#### 2 公園・緑地の整備保全

##### ① 公園・緑地の計画的な整備

市民に親しまれ、憩いの場であり、火災の延焼防止機能も有する公園・緑地等の整備・確保に努めます。また、公園は安全に利用できるよう、適正に管理します。

##### ② 崖線の緑地の保全

秋川、平井川等の河岸段丘に残された良好な緑は、生物多様性保全の観点からも貴重であるため、崖線の緑地の保全を図ります。一方、崩落の危険性のある場所では、市民の生命・財産を守るため、対策工事を促進します。

##### ③ 各都立自然公園の遊歩道や休憩施設等の整備の促進

羽村草花丘陵、秋川丘陵及び滝山の各都立自然公園は、市民が自然に親しめるよう遊歩道や休憩施設等の整備を促進します。

# 第1章 自然と都市機能の調和した暮らしやすい都市をめざして

## 第3節 安全で利便性の高い都市基盤の充実

### 現状と課題

- 1 道路については、市内外を結ぶ幹線道路、地区の幹線道路、生活道路など、体系的な道路網を構築し、それぞれの機能に応じた整備を進めていくことが課題となっています。都市計画道路は20路線で、総延長が約38,620mあり、整備済延長は26,890mで、整備率は69.6%となっています。(平成24年4月1日現在)
- 2 公共交通機関であるJR五日市線の乗車人員は、平成20年度以降減少し、平成23年度の市内6駅合計の1日平均乗車人員は、24,645人となっていますが、利用者の利便性の一層の向上と輸送力の強化が求められています。
- 3 高齢化や地域の人口減少などにより、移動手段の確保が困難な地域があります。交通不便地域の解消、交通手段を持たない市民や高齢者の移動手段の確保が求められています。
- 4 公共下水道の整備率は、都市計画決定面積約1,645haのうち、80.1%(約1,317ha)となっています。(平成25年3月末現在)今後、下水道管きよの適切な維持管理を推進し、下水道事業の安定的な運営に取り組む必要があります。

### 基本方針

都市計画道路等の整備を早期に進め、駅周辺の整備や公共交通機関の利便性の向上などにより、安全で利便性の高い都市基盤の充実を図ります。

### 基本的取組の内容

#### 1 道路の整備

##### ① 都市計画道路の整備の推進

市が整備を行う都市計画道路は、面的整備などの手法も取り入れ、早期建設を推進します。また、東京都が整備を行う都市計画道路のネットワーク化を図るため、都と連携し、建設を促進します。

##### ② 地域の幹線道路の整備の推進

交通の利便性や防災性の向上を図るため、市道整備計画に基づき、計画的に地域の幹線道路の整備を推進します。

##### ③ 広域幹線道路の電線類地中化の促進

安全で快適な通行空間を確保し、都市景観や防災性の向上を図るため、広域幹線道路の電線類の地中化を促進します。

##### ④ 道路・橋りょうの維持管理・更新の推進【重点施策】

道路・橋りょうの長寿命化を図るため、道路舗装維持補修の優先順位や橋梁長寿命化計画に基づき、計画的、予防的な維持管理・更新を推進します。

##### ⑤ 道路の緑化の推進

都市景観の向上や潤いのある歩行者空間の確保を図るため、歩道への植栽など、道路の緑化を推進します。

⑥ 道路のバリアフリー化の推進

道路利用者の安全確保を図るため、駅周辺を始めとする道路のバリアフリー化を推進します。

⑦ 生活道路の拡幅整備の推進

生活に密着した狭い生活道路は、市民の協力を得て、4.5メートル以上の幅員への拡幅整備を推進します。

## 2 交通体系の整備

① 地域内交通対策の検討・整備【重点施策】

交通手段を持たない市民や高齢者の移動手段を確保するため、市内循環バスの運行や交通不便地域対策を継続するとともに、総合的な地域内交通対策の検討・整備を進めます。また、路線バスやJR五日市線については、事業者への働きかけにより、利便性の向上に努めます。

## 3 下水道の整備

① 下水道整備事業の推進

汚水処理施設整備構想に基づき、下水道整備事業を推進します。

② 下水道施設の維持管理及び緊急対応の充実

下水道施設については、民間活力を活用し維持管理を図るとともに、緊急時対応の充実を図ります。

③ 雨水排水幹線の整備

大雨による浸水被害を防止するため、水はけの悪い低地等の雨水排水幹線の整備に努めます。

④ 下水道整備区域における下水道利用の促進

下水道整備区域の未接続家屋者に対し、市広報紙、ホームページ等により下水道利用の周知を図ります。

⑤ 定期的な水質調査や指導等の実施

工場・事業場からの排水について、定期的な水質調査や指導等を実施します。